

静岡市建設工事低入札価格調査要領の一部を改正する要領

静岡市建設工事低入札価格調査要領（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(調査基準価格の算定方法)</p> <p>第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、建設工事ごとに、次に掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額をいう。以下同じ。）に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9</u>を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に満たない場合にあつては<u>10分の7</u>を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に<u>10分の7</u>から<u>10分の9</u>までの範囲内における適宜の割合に<u>乗じて得た額</u>とすることができる。</p> | <p>(調査基準価格の算定方法)</p> <p>第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、建設工事ごとに、次に掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額をいう。以下同じ。）に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に<u>10分の7.5</u>から<u>10分の9.2</u>までの範囲内における適宜の割合に<u>乗じて得た額</u>とすることができる。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。